

厚生労働省北海道労働局発表
令和7年10月31日

厚生労働省
北海道労働局 労働基準部 賃金室
室長 牧野 雅彦
室長補佐 菅原 光一
直通電話 011-788-6576
代表電話 011-709-2311（内線 3531）

報道関係者 各位

北海道特定最低賃金の改定（引上げ）について

— 65円～67円の引上げへ —

本年10月4日に発効となった「北海道最低賃金」の改定に続き、本年12月1日から「北海道特定最低賃金（4業種）」が改定されます。

【表】 北海道特定最低賃金の改定内容

特定最低賃金の件名	改定後の 時間額	改定前の 時間額	引上額 (引上率)	発効日
処理牛乳・乳飲料、乳製品、 砂糖・でんぷん糖類製造業	1,113円	1,048円	65円 (6.2%)	12月1日
鉄 鋼 業	1,165円	1,100円	65円 (5.9%)	12月1日
電子部品・デバイス・電 子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	1,116円	1,049円	67円 (6.4%)	12月1日
船舶製造・修理業、 船体ブロック製造業	1,105円	1,040円	65円 (6.3%)	12月1日

「ちゃんとチェック！」

北海道の最低賃金

地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額（円）	適用労働者等の範囲
北海道最低賃金	時間額 1,075 7.10.4発効	北海道内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。

特定最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額（円）	特定最低賃金の適用が除外される者
処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類製造業	時間額 1,113 7.12.1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰め業務に主として従事する者
鉄鋼業 「鉄素形材製造業」及び「その他の鉄鋼業」を除く	時間額 1,165 7.12.1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 「発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業」、「産業用電気機械器具製造業」、「電球・電気照明器具製造業」及び「医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）」を除く	時間額 1,116 7.12.1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者 5 手作業による検品、検数、選別、材料若しくは部品の送給若しくは取りそろえ、運搬、洗浄、包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、メッキのマスキング又は脱脂の業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者 6 熟練を要しない手作業又は手工具若しくは操作が容易な小型電動工具を用いて行う曲げ、切り、組線、巻き線、かしめ、バリ取りの業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者
船舶製造・修理業、船体ブロック製造業 「木造船製造・修理業」及び「木製漁船製造・修理業」を除く	時間額 1,105 7.12.1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者

- 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外等割増賃金は算入されません。
- 最低賃金は、会社員、パート、アルバイトの方、学生さんなど働くすべての人に適用されます。
- 二つ以上の最低賃金の適用を受ける場合には、高い額の最低賃金が適用されます。
- 派遣労働者は、派遣先の地域（産業）に適用される最低賃金が適用されます。
- 中小企業・小規模事業者のみなさまへの支援策を行っております。
 - ・賃金引上げにお悩みの方は「北海道働き方改革推進支援センター」（0800-919-1073）までお気軽にご相談下さい。（相談無料）

・最低賃金についての詳しいことは、北海道労働局（電話 011-709-2311）又は最寄りの労働基準監督署（支署）へお問い合わせ下さい。
・北海道労働局ホームページアドレス <https://site.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/>

最低賃金について 検索



北海道労働局 検索



厚生労働省 北海道労働局 労働基準監督署（支署）

この表を労働者の見やすい場所に掲示して下さい。（最低賃金法第八条）

北海道の特定最低賃金額の推移

件 名	年度	日 額			時間額			発効年月日
		金額(円)	引上額(円)	引上率(%)	金額(円)	引上額(円)	引上率(%)	
処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん 糖類製造業	H2	4,328	-	-	541	-	-	H2.12.26
	3	4,562	234	5.41	571	30	5.55	H3.12.1
	4	4,777	215	4.71	598	27	4.73	H4.12.1
	5	4,973	196	4.10	622	24	4.01	H5.12.1
	6	5,105	132	2.65	639	17	2.73	H6.12.1
	7	5,225	120	2.35	654	15	2.35	H7.12.1
	8	5,338	113	2.16	668	14	2.14	H8.12.1
	9	5,457	119	2.23	683	15	2.25	H9.12.1
	10	5,560	103	1.89	695	12	1.76	H10.12.1
	11	5,613	53	0.95	702	7	1.01	H11.12.1
	12	5,654	41	0.73	707	5	0.71	H12.12.1
	13	5,691	37	0.65	712	5	0.71	H13.12.1
	14				712	-	-	-
	15				713	1	0.14	H15.12.1
	16				714	1	0.14	H16.12.1
	17				718	4	0.56	H17.12.1
	18				721	3	0.42	H18.12.1
	19				732	11	1.53	H19.12.1
	20				745	13	1.78	H20.12.1
	21				754	9	1.21	H21.12.13
	22				763	9	1.20	H22.12.8
	23				772	9	1.18	H23.12.7
	24				781	9	1.17	H24.12.5
	25				791	10	1.28	H25.12.6
	26				802	11	1.39	H26.12.1
	27				813	11	1.37	H27.12.6
	28				830	17	2.09	H28.12.4
	29				850	20	2.41	H29.12.1
	30				871	21	2.47	H30.12.1
	R1				892	21	2.41	R1.12.6
	2				893	1	0.11	R2.12.6
	3				922	29	3.25	R3.12.4
	4				954	32	3.47	R4.12.1
	5				996	42	4.40	R5.12.1
	6				1,048	52	5.22	R6.12.1
	7				1,113	65	6.20	R7.12.1

注1: 現在の特定最低賃金(産業別)は、平成2年度に新設されたものである。

注2: 船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金は、平成13年度に新設決定されたものである。

注3: 平成14年度からは、4業種の特定最低賃金(産業別)について時間額単独方式に移行している。

北海道の特定最低賃金額の推移

件 名	年度	日 額			時間額			発効年月日
		金額(円)	引上額(円)	引上率(%)	金額(円)	引上額(円)	引上率(%)	
鉄 鋼 業	2	4,640	-	-	580	-	-	H2.12.1
	3	4,872	232	5.00	609	29	5.00	H3.12.1
	4	5,096	224	4.60	637	28	4.60	H4.12.1
	5	5,280	184	3.61	660	23	3.61	H5.12.1
	6	5,408	128	2.42	676	16	2.42	H6.12.1
	7	5,533	125	2.31	692	16	2.37	H7.12.1
	8	5,650	117	2.11	707	15	2.17	H8.12.1
	9	5,775	125	2.21	722	15	2.12	H9.12.1
	10	5,880	105	1.82	735	13	1.80	H10.12.1
	11	5,930	50	0.85	742	7	0.95	H11.12.1
	12	5,977	47	0.79	748	6	0.81	H12.12.1
	13	6,017	40	0.67	753	5	0.67	H13.12.1
	14				753	-	-	-
	15				754	1	0.13	H15.12.1
	16				756	2	0.27	H16.12.1
	17				762	6	0.79	H17.12.1
	18				766	4	0.52	H18.12.1
	19				778	12	1.57	H19.12.1
	20				794	16	2.10	H20.12.1
	21				805	11	1.39	H21.12.1
	22				814	9	1.12	H22.12.1
	23				823	9	1.11	H23.12.2
	24				832	9	1.09	H24.12.1
	25				842	10	1.20	H25.12.1
	26				858	16	1.90	H26.12.1
	27				876	18	2.09	H27.12.1
	28				900	24	2.74	H28.12.1
	29				927	27	3.00	H29.12.1
	30				948	21	2.27	H30.12.1
	R1				967	19	2.00	R1.12.1
	2				967	-	-	-
	3				979	12	1.24	R3.12.1
	4				1,000	21	2.15	R4.12.1
	5				1,030	30	3.00	R5.12.1
	6				1,100	70	6.80	R6.12.1
	7				1,165	65	5.91	R7.12.1

注1:現在の特定最低賃金(産業別)は、平成2年度に新設されたものである。

注2:船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金は、平成13年度に新設決定されたものである。

注3:平成14年度からは、4業種の特定最低賃金(産業別)について時間額単独方式に移行している。

北海道の特定最低賃金額の推移

件 名	年度	日 額			時間額			発効年月日
		金額(円)	引上額(円)	引上率(%)	金額(円)	引上額(円)	引上率(%)	
電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械 器具、情報通信機械 器具製造業	H2	4,425	-	-	554	-	-	H3.1.3
	3	4,644	219	4.95	581	27	4.87	H3.12.1
	4	4,839	195	4.20	605	24	4.13	H4.12.1
	5	4,991	152	3.14	624	19	3.14	H5.12.1
	6	5,112	121	2.42	639	15	2.40	H6.12.1
	7	5,222	110	2.15	653	14	2.19	H7.12.24
	8	5,330	108	2.07	667	14	2.14	H8.12.1
	9	5,440	110	2.06	680	13	1.95	H9.12.1
	10	5,529	89	1.64	692	12	1.76	H10.12.1
	11	5,579	50	0.90	698	6	0.87	H11.12.1
	12	5,624	45	0.81	703	5	0.72	H12.12.1
	13	5,659	35	0.62	708	5	0.71	H13.12.1
	14				708	-	-	-
	15				709	1	0.14	H15.12.1
	16				710	1	0.14	H16.12.1
	17				714	4	0.56	H17.12.1
	18				718	4	0.56	H18.12.1
	19				729	11	1.53	H19.12.1
	20				743	14	1.92	H20.12.1
	21				750	7	0.94	H21.12.1
	22				758	8	1.07	H22.12.9
	23				767	9	1.19	H23.12.7
	24				776	9	1.17	H24.12.2
	25				784	8	1.03	H25.12.11
	26				794	10	1.28	H26.12.1
	27				804	10	1.26	H27.12.1
	28				821	17	2.11	H28.12.1
	29				842	21	2.56	H29.12.1
	30				868	26	3.09	H30.12.1
	R1				894	26	3.00	R1.12.1
	2				895	1	0.11	R2.12.1
	3				924	29	3.24	R3.12.2
	4				955	31	3.35	R4.12.1
	5				997	42	4.40	R5.12.1
	6				1,049	52	5.22	R6.12.1
	7				1,116	67	6.39	R7.12.1

注1:現在の特定最低賃金(産業別)は、平成2年度に新設されたものである。

注2:船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金は、平成13年度に新設決定されたものである。

注3:平成14年度からは、4業種の特定最低賃金(産業別)について時間額単独方式に移行している。

北海道の特定最低賃金額の推移

件 名	年度	日 額			時間額			発効年月日
		金額(円)	引上額(円)	引上率(%)	金額(円)	引上額(円)	引上率(%)	
鋼船製造・修理業、 船体ブロック製造業、 舟艇製造・修理業	H2	4,480	-	-	560	-	-	H3.1.6
	3	4,702	222	4.96	588	28	5.00	H3.12.1
	4	4,892	190	4.04	612	24	4.08	H4.12.1
	5	5,057	165	3.37	633	21	3.43	H5.12.1
	6	5,180	123	2.43	648	15	2.37	H6.12.1
	7	5,289	109	2.10	662	14	2.16	H7.12.1
	8	5,399	110	2.08	675	13	1.96	H8.12.1
	9	5,509	110	2.04	689	14	2.07	H9.12.1
	10	5,598	89	1.62	700	11	1.60	H10.12.1
	11	5,644	46	0.82	706	6	0.86	H11.12.1
	12	5,684	40	0.71	711	5	0.71	H12.12.1
船舶製造・修理業、 船体ブロック製造業	13	5,720	-	-	715	4	0.56	H13.12.1
	14				715	-	-	-
	15				715	-	-	-
	16				716	1	0.14	H16.12.1
	17				719	3	0.42	H17.12.1
	18				723	4	0.56	H18.12.1
	19				734	11	1.52	H19.12.1
	20				747	13	1.77	H20.12.1
	21				753	6	0.80	H21.12.1
	22				760	7	0.93	H22.12.1
	23				768	8	1.05	H23.12.1
	24				777	9	1.17	H24.12.1
	25				787	10	1.29	H25.12.1
	26				799	12	1.52	H26.12.4
	27				810	11	1.38	H27.12.5
	28				825	15	1.85	H28.12.4
	29				845	20	2.42	H29.12.1
	30				866	21	2.49	H30.12.1
	R1				887	21	2.42	R1.12.1
	2				889	2	0.23	R2.12.2
	3				917	28	3.15	R3.12.10
	4				948	31	3.38	R4.12.2
	5				990	42	4.43	R5.12.1
	6				1,040	50	5.05	R6.12.1
	7				1,105	65	6.25	R7.12.1

注1:現在の特定最低賃金(産業別)は、平成2年度に新設されたものである。

注2:船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金は、平成13年度に新設決定されたものである。

注3:平成14年度からは、4業種の特定最低賃金(産業別)について時間額単独方式に移行している。